【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年6月28日

【会社名】 株式会社アドバンテスト

【英訳名】 ADVANTEST CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役兼経営執行役員社長 Group COO 津久井 幸一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内1丁目6番2号

【電話番号】 東京(03)3214-7500(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 Co-CHO & Co-CCO 吉本 康志

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内1丁目6番2号

東京(03)3214-7500(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 Co-CHO & Co-CCO 吉本 康志

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2024年6月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

- (1) 株主総会が開催された年月日2024年6月28日
- (2) 決議事項の内容
 - 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件 取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、ダグラス ラフィーバ、津久井 幸一、吉田 芳明、 占部 利充、ニコラス ベネシュおよび西田 直人を選任する。
 - 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件 監査等委員である取締役として、住田 清芽を選任する。
 - 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 補欠の監査等委員である取締役として、西田 直人を選任する。
 - 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額改定の件 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額の改定を行う。
 - 第5号議案 取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式報酬制度 改定の件

取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式報酬制度を改定する。

第6号議案 取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。)に対するパフォーマンス・シェア・ ユニット制度改定の件

取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。)に対するパフォーマンス・シェア・ユニット 制度を改定する。

- 第7号議案 社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件 社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対して、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入する。
- 第8号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件 監査等委員である取締役に対して、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)	
第1号議案						
ダグラス ラフィーバ	5,946,263	68,628	206		可決	98.82 (%)
津久井 幸一	5,941,164	70,121	3,810		可決	98.74 (%)
吉田 芳明	5,817,496	187,926	9,670	(注) 1	可決	96.68 (%)
占部 利充	5,949,424	65,467	206		可決	98.87 (%)
ニコラス ベネシュ	5,950,746	63,450	701		可決	98.90 (%)
西田 直人	5,951,268	63,623	206		可決	98.90 (%)
第2号議案				/\$÷\ 1		
住田 清芽	5,955,104	59,778	215	(注) 1	可決	98.97 (%)
第3号議案				(計) 1		
西田 直人	5,962,762	52,124	210	(注) 1	可決	99.10 (%)
第4号議案	5,994,305	10,568	10,224	(注) 2	可決	99.62 (%)
第5号議案	5,896,675	109,013	9,408	(注) 2	可決	98.00 (%)
第6号議案	5,981,733	33,090	272	(注) 2	可決	99.41 (%)
第7号議案	5,576,257	429,435	9,401	(注) 2	可決	92.67 (%)
第8号議案	4,672,160	1,333,488	9,445	(注) 2	可決	77.65 (%)

- (注) 1.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議 決権の過半数の賛成による。
 - 2. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

議決権行使期限までに行使された議決権行使結果および当日出席の一部の株主について各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより各議案の可決要件を満たしたため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。なお、上記に記載した決議結果(賛成)の割合は以下に従って算出しております。

(上記賛成数/行使された議決権総数)×100